第13回 「東亜日報を読む会」

1975年11月22日（土）

於：森の宮　大阪市立労働会館

目次

拘束起訴者 40%一審で解放される（11.5） —— 2頁
人身拘束と刑事政策（11.6）社説 —— 〃
平均家計費以下所得都市勤労者87%以上（10.18） —— 5頁
鉱業者月平均賃金4万余ウォン 生計費大きく下回る（10.15） —— 17頁
農地制度の問題と解決（ソウル経済新聞 10.1） —— 8頁
コバウおじさん（10.17～11.13） —— 11頁
金玉仙議員辞職問題（10.19）ほか —— 18頁
「韓国関係の韓国書読み」日本書紙で論戦（10.11） —— 25頁
工業化と脱公害問題（10.22） —— 29頁
国土診断 ⑮ 急速したソウルの衛星都市 城南（11.18） —— 31頁
ソウル市版 市バス運行台数10%減削減（11.11） —— 36頁
食品　白菜 —— 37頁
消えゆく明日のために ⑰ 墨潮（9.16） —— 40頁

東亜日報を読む会

神戸市北区水広台南台3丁目10-25-201　　藤田方

TEL：078-781-8677

11月5日　7面

拘束起訴者40%
一審で解放される
無罪・執行猶予などで

検察が拘束、起訴した被告人中40.7%が、1審で執行猶予、無罪などの判決で解放されていることが明らかになった。

法務部が4日国会に提出した「拘束、起訴人員の対1審判決時の釈放比率表」によれば、検察はことし1月1日から8月までの間に、合せて63,564名を拘束、起訴したが、そのうち40.7%である25,783名が執行猶予、無罪などの判決で解放された。

1審判決で解放された25,783名中、執行猶予は23,892名(92.7%)、免訴4名(0.01%)、罰金科料などの判決1,204名(4.69%)、宣告猶予34名(0.1%)、無罪104名(0.4%)、控訴棄却545名(2.1%)となっている。

こうした1審判決の釈放比率に対して法曹界では、身体の自由に対する重大な侵害ともいうべき拘束が乱用されており、特に司法警察官の捜査表へた後、再び検察が(査捜)し拘束、起訴した事件中40.7%が解放されたということは、重大な問題であると指摘している。

11月6日　2面　<社説>

人身拘束と刑事政策

法は社会的公益の保護機能とともに、社会所属員の行動準拠機能を併せ持つ。どこからが違法であり、どこからが拘束の対象であるのかを指示してくれるのである。しかし、一般的に国民は、法文や

法律教科書からよりも、法の現実的執行過程の経験を基礎として、行動準拠の指針を会得するようになっている。逆にいえば、どこまでの行動なら違法ではないという法的保障のもとに、生活をいとなんでいるのである。

それ一つだけの観点からも、法執行における均衡喪失は、法認識の混乱を自招するであろうことは明白だ。法認識の混乱は、行動準拠の混乱をもたらし、ついに国民は、揺れ動く法的保障のもとで不安に落ちいらざるを得なくなるのである。

検察が拘束起訴した被告人の中で、40・7%が無罪または執行猶豫などで解放されたという法務部統計は、まず第一に、国民の法的安定感を害するという点だけからしても、軽く見すごすことができない。司法警察官の未熟な刑事事件処理は、まず背後の問題として除いておくとしよう。公益の代表者としての法官に匹敵する身分保障のもとで、ほとんどといってよい程の司法的機能を実質的に受け持つ検察官の判断が、結果的にはそれ程まとはずれだったという事実は深刻である。

もちろん執行猶豫の場合においては、統計を算術的に受け入れることはできないという事情を知らないわけではない。検察官と法官の法律的見解が異なることもあり得るからである。しかし、ほとんど半分に近い拘束起訴事件が、再び拘束を必要としないという判決に落ちついたということまでを諒解することは難しい。

法官に実刑の執行を猶豫できる裁量権があるとすれば、検察官にも同様に起訴を猶豫できる権限が与えられているのである。いわゆる起訴便宜主義だ。それは、刑事政策的眼目から実刑を保留する方がすぐれており、また起訴を保留する方が有益だという判断の可能性を前提としたものである。

そうだとすれば、一つ二つの事件ではなくその多くの事件において、検察官と法官の法律的見解が、それ程までに異なり得るのか、疑わしいことこのうえない。のみならず、どおせ法官の判断が、実刑を保留する方が刑事政策的に有益だと傾く事件であればはじめから拘束しなかったり、起訴しない方が望ましくはないのか。すべて深く考えてみなければならない問題である。

そのうえ、今日の矯導所は適正収容人員をはるかに越え、事実上有効な矯導がむつかしい実情である。ここで問題は二つの枝に分れる。

一つは、かえって初犯者に犯罪の知識と情報を提供するのに好都合な矯導所に、ひとりでも多くの被疑者と被告人を入れ、犯罪汚染の波及をもたらすことが、政策的に妥当なのかという疑問である。

また他の一つは、矯導所の超満員事態は、逆に必ずしも必要不可と判断されない被疑者、被告人までを拘束収容するところからくる結果的現象ではないのかという疑問である。

どちらにせよ、人身拘束が狙う犯罪抑制効果に逆った政策であることだけは明白である。のみならずそれは、人間の最も基本の権利である人身の自由を侵害するという点からも、決して軽々しく見すごすことはできない。刑事法の歴史は、実際人身拘束の制限の方向で歩んできたという推移を、今更ながら想起する必要があると信じる。被疑者、被告人に有利な側への法解釈は、10人の犯人を逃がしても、ひとりの冤罪者があってはならないという法諺すら生まれたのではないか。

そのうえ憲法の改正で、拘束適否審制度すら失なわれている情況である。当然、司法警察官と検察官に拘束の慎重が要請されてしかるべきである。一度拘束起訴されれば、判決で解放されるとしても半年近い歳月を留置所の中ですごさなければならない。これをどうして軽々しい判断のみで処理してしまうことができようか。

こんどの法務部統計を手本にして、人身の拘束にはより慎重が期されなければならず、併せて刑事政策的な配慮が加味されなければならないと信ずる。司直の正しい法執行こそ、国民の法的安定感につながり、また遵法の精神を呼ぶという相関函数を、深く認識しなければならないようだ。

10月18日付　朝日

月収5万～6万階層の擔税人口が最も多い

平均家計費以下所得 都市勤労者87%以上

国税庁　資料

3万ウォン以下非課税が82%

税模模が最も大きい階層．20～50万ウォン

我が国勤労所得者567万5千名の中．5人家族基準全都市勤労者月平均家計支出額5万6千180ウォン（75年1.4分期　経済企画院調査）に所得が達さない人が全体の87.4%にあたる496万名であることが明らかになった。

18日国税庁の75年度勤労所得税課税資料によれば，月所得3万ウォン以下の課税未達階層が81.7%にあたる464万8千名．3万ウォン～4万ウォンの階層が0.5%にあたる3万1千名．4万ウォン～5万ウォン階層が0.8%にあたる4万9千名．5万ウォン～6万ウォンの階層が4.2%にあたる23万2千名であり．この5万ウォン～6万ウォンの階層は全課税対象人員102万7千名の中．最も大きな割合を占め．申種勤労所得税を主にこの階層が負担しているということである．

6万ウォン～7万ウォンの階層は3.7%である20万8千名．7万ウォン～8万ウォンの階層は16万5千名（2.9%）8万ウォン～9万ウォンの階層は11万7千名（2%）9万ウォン～10万ウォンの階層は7万名（1.2%）10万ウォン～12万ウォンの階層．5万9千名（1%）．12万ウォン～15万ウォン階層4万4千名（0.8%）15万ウォン～20万ウォン階層3万名（0.5%）．20万ウォン～50万ウォン階層2万1千名（0.4%）50万ウォン超過階層は1千名（0.1%）となっている。

勤労所得税規模が最も大きい階層は75年度（本予算基準）の場合．20万ウォン～50万ウォン階層で全勤労所得税の26.9%である1094億200万ウォンを出しており．その次が15万ウォン～20万ウォン階層で全税額の12.7%である、491億4千600万ウォンを占めている。

等階別課税決定人員を見るなら．過ぐる71年．全勤労所得者484万7千名のうち．54%である262万4千名は非課税、222万3千名から465億9千500万ウォンを徴収し．72年には470万1千名の中で57%である235万9千名から476億4千200万ウォンを徴収した。73年には

千523万8千名のうち50.1%である262万2千名が非課税．残る261万6千名から540億8千700万ウォンを徴収．74年には　千553万名のうち49.8%である275万2千名が非課税，残る277万8千名から631億8千600万ウォンを徴収した。

今年は．千567万5千名のうち　81.9%である464万8千名が非課税．残る102万名から当初本予算上　405億4千500万ウォンを徴収するようになっていたが．追更予算編成によって．666億ウォンを徴収する計画である。

一方．年度別全勤労所得者のうち．全都市勤労者．月平均家計消費支出額にみたない人員は．過ぐる71年（月平均家計費 3万2千520ウォン）には88.3%である428万8千名であり．72年（3万6千370ウォン）には79.9%である401万3千名，73年（3万8千400ウォン）には88.7%である464万2千名．74年（4万1千100ウォン）には85.5%である477万9千名に若々のぼっていることが明らかになった。

また．年度別勤労所得税額のうちで最も税金負担が大きい階層は．71年の場合．月所得3万ウォン以下の階層が総税額の33.9%である158億4千900万ウォンを負担しており．72年には．3万ウォン～4万ウォンの階層が総税額の18.7%である88億9千300万ウォン．73年には4万ウォン～5万ウォンの階層が総税額の16%である86億2千800万ウォン．74年には20万ウォン～50万ウォンの階層が総税額の15%である94億5千300万ウォン．10万ウォン～12万ウォンの階層が13.3%である83億9千700万ウォンを支払ったことになる．　年度別勤労所得階層別人員は別表の通り。

年度別勤労所得税課税対象階層別人員

（単位：千名）

月所得	71		72		73		74		75	
	人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比	人員	(%) 構成比
課税未達	2,624	54.0	2,662	53.0	2,662	50.1	2,752	49.8	4,648	81.9
3万ウォン以下	1,664	34.3	1,351	26.9	1,570	30.0	1,050	19.0	—	—
3～4万ウォン	259	5.3	467	9.3	450	8.6	598	10.8	31	0.5
4～5 〃	130	2.7	264	5.3	268	5.1	329	5.9	49	0.8
5～6 〃	71	1.5	132	2.6	137	2.6	308	5.6	232	4.2
6～7 〃	42	0.9	59	1.2	63	1.2	123	2.3	208	3.7
7～8 〃	18	0.4	40	0.8	48	0.9	116	2.1	165	2.9
8～9 〃	15	0.3	14	0.3	23	0.4	73	1.3	117	2.0
9～10 〃	7	0.1	17	0.3	18	0.3	67	1.2	70	1.2
10～12 〃	9	0.2	4	0.1	20	0.4	58	1.0	59	1.0
12～15 〃	4	0.1	5	0.1	8	0.2	23	0.4	44	0.8
15～20 〃	4	0.1	4	0.1	7	0.1	20	0.4	30	0.5
20～50 〃	2	0.0	2	0.0	4	0.1	12	0.2	21	0.4
50万ウォン超過							1		1	0.1
計	4,847	100.0	5,021	100.0	5,238	100.0	5,730	100.0	5,675	100.0

10月15日付.　　オ7面

勤労者月平均賃金4万余ウォン

生計費　大きく下回る.　　労総資料

我国勤労者の月平均賃金（時間外手当除外）が4万1千201ウォンであり 都市勤労者の平均生計費 5万8千70ウォン（経済企画院統計）に比べて 大きく下回る低賃金であることが明らかになった.

このような事実は 14日開催された75年度代議員大会で報告された韓国労総資料で明らかになったもので. 労総傘下 17ヶ産別労組員 69万 2千703名中. 17%を占める繊維労組（10万5千70名）の場合 平均賃金が 2万3千5ウォン. 10.4%を占める化学労組（7万2千186名）が 2万5千99ウォン. 7.7%の金属労組（5万4千630名）が 2万6千718ウォンとなっている.

特に. 繊維労組のカツラ業種の場合、平均賃金は 1万2千438ウォン. 化学労組の雑貨部は 1万2千943ウォン. 金属労組の電気電子業種は 2万2千25ウォンの低賃金である.

勤労者中. 最も高い賃金を獲得しているのは. 全勤労者の0.1%である海員労組（6万3千594名）で 9万215ウォンを得ており. 次は 4.1%である 外企労組（2万9千428名）6万9千993ウォン. 4.8%である. 金属労組（3万2千953名）6万3千429ウォン等である.

〔学術〕　　ソウル経済新聞 1975. 10. 1 より

農地制度の問題と解決

金炳台（キム ピョンデ）（建国大教授）

クリスチャン・アカデミー（院長 姜元龍（カン ウォンヨン））は、26、27 両日アカデミー・ハウスで『農業発展と農地制度』を主題とする討論の集りをもった。農業経済学者および農業問題研究者の関係者ら約30名が参席するなかで、『農地問題の現況』（屋東熙 国立農業経済研究所長）を考察し、『農地問題の解決』（金炳台 建大教授、朱奉圭 ソウル大教授）を模索したが、この日主題発表の中で関心を集めた建大の金炳台教授の『韓国の農地問題とその解決方案』の要旨は次の通り。

- 小農経営の協業化を
- 自作農原則、零細性を揚棄

農工格差深化

わが国の農地問題は、自作農主義に立脚する低生産性の制度的規範である小土地所有制度と小作農問題である。農地改革以後に形成された自作農は、その経営の零細性によって生産性が停滞し、農工の格差を深化させている。

全農家の33.5%，全耕地面積の16.4%が小作農、小作地となっているという事実とともに、小作農問題は、それが小作農一掃を公約した農地改革以後に蘇生・再生されたという点で、農地改革それ自体の不実性が指摘される。

わが国経済の構造的特殊性が生み出した小作問題の特性を考察してみれば、(1) 小作人と地主との関係を見ると小作件数の約40%が親戚関係である。(2) 現在の小作農は、ほぼ52.1%が農地改革時、分配された土地を

放棄し、再び小作農になった。ここで注目すべき点は、土地を購入した地主の40%が親戚関係だという点である。

そして、他人を地主とする小作人は、耕作者の交替（小作権の移動－訳者）により常に不安な状態で営農に従事し、長期的営農計画を持つことができない。

(3) 近来の開発ブームにのって都市近郊・高速道路周辺の土地が、投機的な投資対象となるや、都市人による土地取得が盛んになって、屋地主の3分の1が不在地主となっているが、この種投機的目的を持った不在地主であればあるほど、小作料などには関心が薄く、したがって小作人の負担が、在村地主の場合よりは軽微である、ということになる。つまり、小作人は都市人の財産を善良な管理し、その代りに農業して食べる、という程度と考えており、小作農民の意識構造が変化している。

(4) 在村地主の場合、その小作料においても、その他の小作慣行においても、日帝下寄生地主制下のそれと全く異るところがない。ただ、身分的従属関係はないが、封建的残滓は存在している。

40%が親戚

一方、現段階の小作農問題の構造的特殊性を地主の側面から見れば、(1) 地主の農地所有規模が零細である。地主のうち68%という絶対多数が2ha未満の零細地主で、地主層という社会階層を形成し得ないことが、その特徴である。(2) 地主の職業を見れば、農業が35.5%と絶対的であり、商業、会社員、公務員の順位になっており、農業労働及び労働が3.3%となっている。狭い土地にしばられて生きるより、他人に小作させて都市に出て労働して生きる農民がいるが、商工業が発達すればするほど、このような種類の地主が更に増加すると考えられる。

結果的に言えば、わが国の農地問題解決は、自作農〔問題〕と小作問題を同時的に解決しなければならない。

強勧でない指導

したがって、小農の小土地所有をそのままたもって、大経営化の道(みち)を行くことのできる小農民経営の協業化を提唱する。この道が作られれば、[illegible]農小作農、雇只〔コジー訳注参照〕農は、この中に解消されてしまうであろう。即ち、協業経営体の構成員は、地主として土地に対する配当を受け、資本家として投入資本に対する配当を受け、労働者として出役に対する配当を受け取ることになるからである。

協業経営化の推進において、国家が(絶対に)強勧してはならず、側面的支援と指導だけをしなければならない。

従来の小作は一定の期間後には、一切許容されてはならず、現在までの地主と小作人が協業経営体構成員となるようにして、非農民所有土地が全体面積の30%を超過してはならない。

現在の小作は、農業経営体が成立するまで経過措置として認定し、その期間内には、小作権の保護、小作料の引下げなどにより小作農を保護しなければならない。このような作業のために、現在、有名無実となっている各級農地委員会を改編強化して、この任務を遂行するようにしなければならない。

〔訳注〕

雇只(コジ) ＝ 地主が春窮期などに、現物又は現金で農民に先払いし、それに応じて、耕作過程の一部、もしくは全部を請け負わせる、一種の債務的労働。17世紀末ごろ、朝鮮南部で発生し、次第に拡がった。日帝の植民地下でも、農民搾取の一方法として使われていた。

고바우영감 (6541) 김성환 10/15

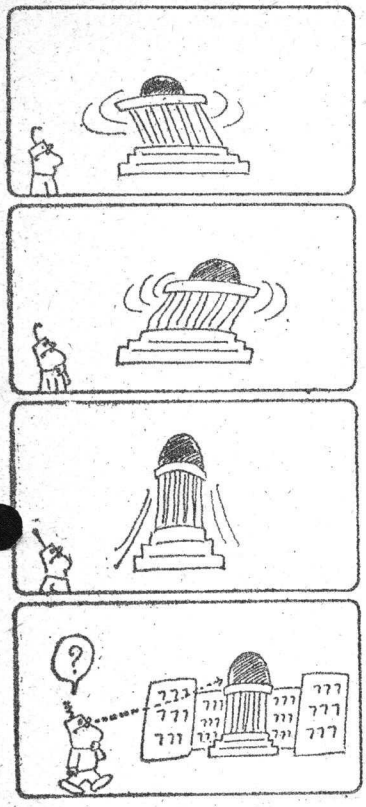

고바우영감 (6542) 김성환 10/16

パーン

真露水！

なぜ名前が長くなったのか？

今までは密輸王と、密輸署長、密輸税関長が治めていた密輸特別市だったので、(注)P7.

고바우영감 (6543) 김성환 10/17

アーア
歳月よ早く
過ぎろ！

アーア
歳月よ
早く過ぎろ！

〈注意！
暗行監査期間〉
（隠語）
アーア！

고바우영감 (6544) 김성환 10/18

油代
値上げ……

油代が
心配……

油、油……

(6545)

고바우영감 김성환

10/20

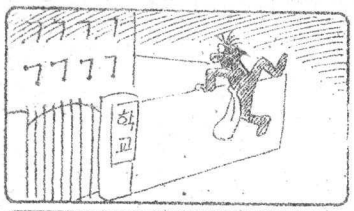

〈学校〉

〈校長〉
ドシドシ
ア!

誰だ!
見て わからないか?

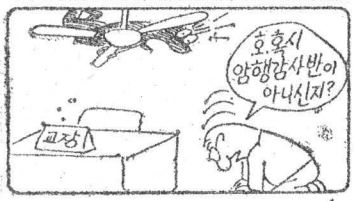

も、もしや
暗行監察班
ではありませんか?

(6546)

고바우영감 김성환

10/21

〈社長〉
ひと出しは
しっかり鍵をしめて

お前は長い間
苦労したから
今日は1日社長に
任命する.
ヒェー!

恐縮して… クックッ
社長と …
たのんだよ

〈洞事務所〉
さあ! 空いた体も
活用して、住民証を
おうじて洞へ行こう!

(6547)

고바우영감 김성환

10/22

〈農水産部〉
わが国のねずみは
現在、1億4918万
8,181匹です.
〈議員〉

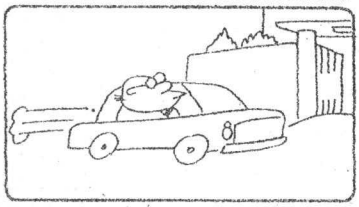

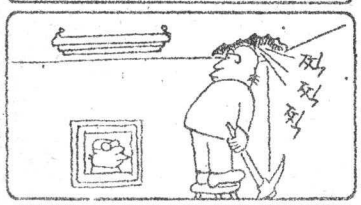

チュー チュー

もしもし!
農水産部ですか?
ただ今、わが家のねずみが子を生みましたから、5匹を追加計算して下さい. (12)

(6548)

고바우영감 김성환

10/23

ソ連と親しくするのは
危険である.

中国と
親しくしては
いけない.

よいしょ!
よいしょ!

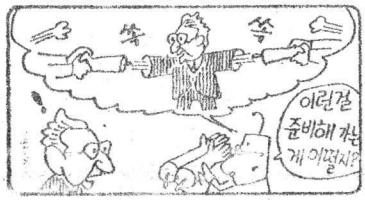

スポーツ、スポーツ
こういうものを
準備していったら
どうですか?

고바우영감 (6549) 김성환

10/24

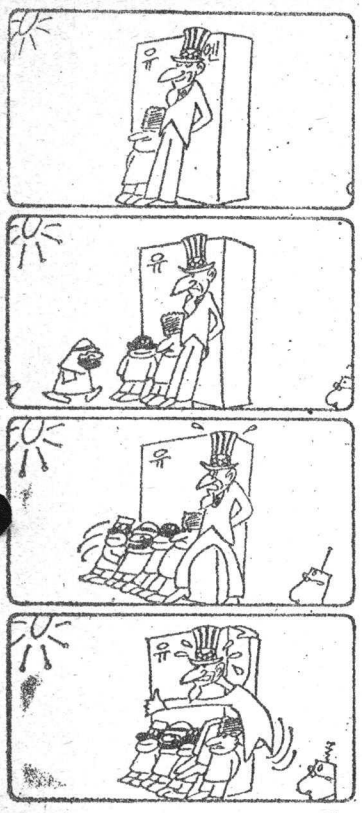

〈風邪〉

고바우영감 (6550) 김성환

10/25

〈保社部〉
全国に流行性出血熱警報を出します。

調査した結果、出血熱ではなく肺炎でした。

早く記者を呼んでよ。

エー！はじまったのは マ.マイクの試験をしたのであります。

고바우영감 (6551) 김성환

10/27

いらっしゃいますか？

いや、10ウォン銅貨より…

煎じ茶でも亀甲船（ハンサンボ）（煙山亀－タバコの名）一本下さい。

主に煎じ茶の吸いがらだけ吸っていたから…口だけぜいたくになって…ヒヒヒ！

고바우영감 (6552) 김성환

10/28

殺人犯が我が町に…

捕えて来い！

殺人犯が私の家に…

捕えて来い！

逃がしました。

えっ、なぜ申告を受けても捕えられないだろか？

犯人を寝かせておいてくれないで申告するから……

고바우영감 (6553) 김성환 10/29

公務員違法
けん疑で
辞職を勧告する

ミクミク

サッ.
しばらく!

この通り
お願いする.

外に出て、
決して上納しようと
したとは言わんで
くれ.

고바우영감 (6553) 김성환 10/30

教導所が
満員になって、
これからは罰金刑を
活用することを考慮.

<ある人>
経理秘書!
ついて来い!

ふだん、憎かったたは
この樽に…
ポカポカ

これだけなぐりましたが、
どの位、出せば
いいですか?

こんなことは ないかな?

고바우영감 (6554) 김성환 10/31

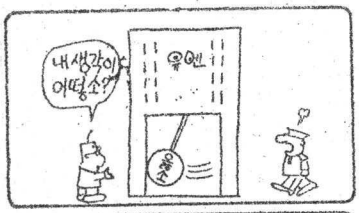

<風邪>
私の考えは どうか?
正しい.

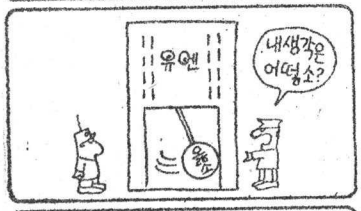

私の考えは どうか?
正しい.

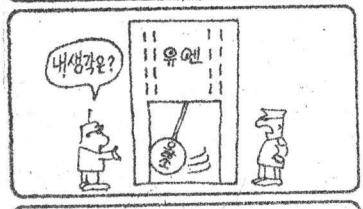

私の考えは?
正しい.

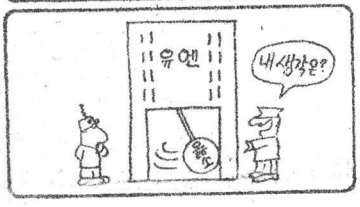

私の考えは?
正しい.

고바우영감 (6555) 김성환 11/1

電話が しょっ中、
混線するな.

電話局に
問い合せてみよう

ウォーン! ミクミク

あれ、電話局に
不幸があったのかな?

ただ今、私どもの
局長が捕えられて
しまいました.
ウワーン!

고바우영감 (6556) 김성환

11/3

さらに値上がりする前に
あらかじめ
買っておいて …

値上がり前に
あらかじめ
買い入れ ….

〈フロ屋〉

フロ代 直ちに値上げ!
上がる前に
前もってフロに ….

た.たべることだけは
あらかじめ.
できない.

고바우영감 (6557) 김성환

11/4

ちょうど この横丁で
秋夕強盗が
出たのだな?

ただ.
秋夕は たいぶ前に
終った ….

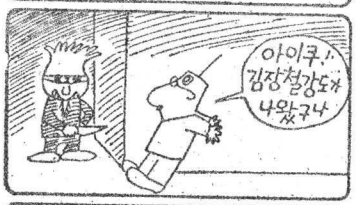

うわっ! 〈注〉
キムジャン 期の強盗
が出た

〈注〉秋の終りの
キムチの漬け込み

もう少したては
年末強盗が
出るはずだ.

고바우영감 (6558) 김성환

11/5

絶.決して
鉄橋の下に
行かないように …

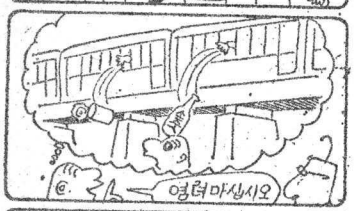

〈厳しょうちゅう〉

心痛をなさらないで
下さい.

これを被って
行けばよいのです.

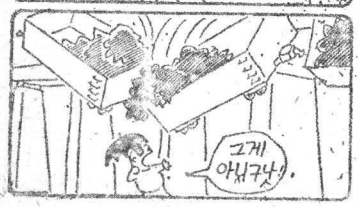

そんなのないよ!

고바우영감 (6559) 김성환

11/6

公務員は
潔白な覚書を
出すように ….

業者は公務員に
お金を与えないと
いう覚書を ….

〈覚書の
やりとり期間〉

金書をしないという
覚書を出せ…,
愛しているという覚書だ.
禁煙の覚書を書けだと?
けん銃の覚書をしない
という覚書を ….
[illegible]
書類はしないという

고바우영감 (6560) 김성환

11/7

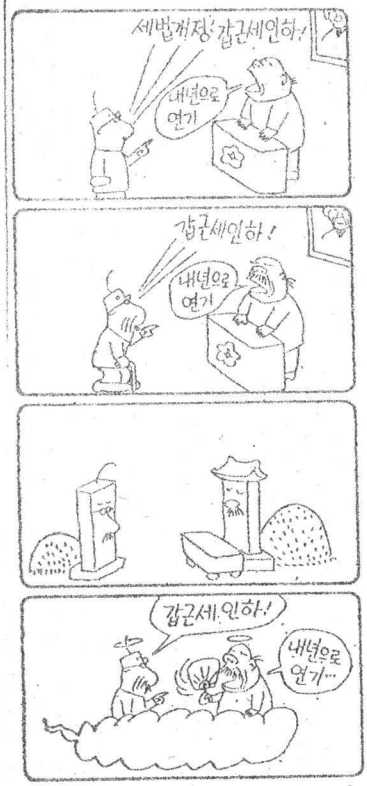

稅法改正!
甲種の稅,引き下げ!
來年に延期.

甲種の稅,引下げ!
來年に延期

甲種稅引下げ!
來年に延期.

고바우영감 (6561) 김성환

11/8

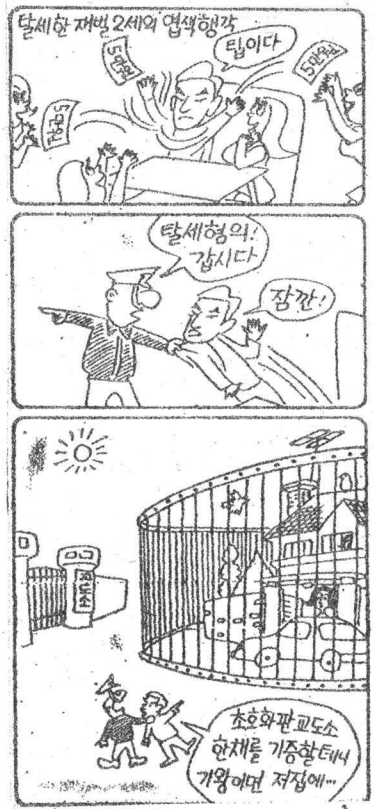

〈脫稅した財閥2世の獵色行脚?〉
チップだ
〈ちらつオン〉

脫稅ばん能!
行きましょう

しばらく!

超高級版教導所を
一軒寄贈するから
どうせなら,あの家に……

고바우영감 (6562) 김성환

11/10

手を上げろ!
この近所に
7人公子の中のひとりが
よく通ると聞いたが…
サラサラ

サラサラ
これは拔け,
紙のぼろ服を着て…
怪しくないな.

行け,運水夫よ…
サラサラ.

1万ウォン紙幣で
作った服だとは
知らず…ヒヒヒ
サラサラ
サラサラ.

고바우영감 (6563) 김성환

11/11

〈アパート分讓.〉
ヒャー! 売うびなくにも
客がこないのに

〈アパートで火事!
飛びおりて8名死亡〉

もっと来なくなるな.

〈歡迎〉

防火裝置もなく
不快だ.こうでも……

〈歡迎!
空輸部隊後援に割引〉

ようこそ.いらっしゃいませ.

고바우영감 (6564) 김성환

11/12

〈大入予備考査場〉

〈落第予想者歓迎〉
〈合格予想者歓迎〉

二나는 何다?
成功도 해보아야.

〈00学園新入生募集〉
〈00学館再生募集〉

〈国税庁〉

二나는 甲種의 稅를 많이 내실 것이니 축하합니다.

고바우영감 (6565) 김성환

11/13

火事だ!

〈アパート〉

☆ 10月16日 〈注〉
10月15日, 前麗水警察署長, 稅関長 など
10名, 密輸容疑で拘束.

記録映画「告発」上映日程
——在日韓国人政治犯レポート——

11月 25日(火) PM6時 芦原橋・部落解放センター
27日(木) 〃 東大阪市民会館
28日(金) 〃 飛鳥・解放センター

以上の問いあわせ TEL. 06-371-4082

金玉仙議員辞職問題

75年10月8日～13日.

(10月9日付) 国会、金玉仙議員発言で波瀾
与党、除名も辞さず 懲戒案法司委へ回付
新民「全議員が共同責任」

長期政権

民絶対建保の戦後の危機に対処する国政大論戦が最も重要な時期にさしかかっているこの時、金玉仙議員の発言をめぐって国会が空転し、与党が除名も辞さずとして懲戒案を法司委へ回付するなど、国会史上まれにみる異常事態が発生した。

事の発端は、金玉仙議員が、七日の本会議の代表質問で、金脈問題と関連して、田中首相の金権政治を批判するとともに、「日本民族体質論」を展開したことにある。

これに対し、自民党は、金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものだとして、発言の取り消しと陳謝を求めたが、金議員がこれを拒否したため、八日の本会議で、懲戒処分の動議を提出、賛成多数で可決した。

これを受けて、自民党は、九日の本会議で、懲戒処分の動議を提出、賛成多数で可決した。

これに対し、社会党は、「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない」として、懲戒処分の動議に反対した。

また、共産党は、「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない」として、懲戒処分の動議に反対した。

公明党は、「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない」として、懲戒処分の動議に反対した。

民社党は、「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない」として、懲戒処分の動議に反対した。

新自クラブは、「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない」として、懲戒処分の動議に反対した。

無所属の議員は、「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない」として、懲戒処分の動議に反対した。

[発言]

「全議員に代わり戦争責任を追及する金議員に懲罰を科すことは、国民の言論の自由を圧殺するものだ。」

「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない。」

「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない。」

「金議員の発言は、国会の品位を著しく傷つけるものではない

のンポ統ど に同消を会
日ジま学」者ごり長撤
回レゼ中枢言一言取議
五レを者発は発をやる。
国ブ国が党と会成習在斗二階分。
議マン夏論事員此ら。に仙
金マンの隊戦議題が証時
のイ「この得る党論よ批b
党」ら。附出和かみ乱は
民らか民に共言で賠長
斜がか、Vと発言が議
で頭し会丁会の発物刷
議局用九る図員う議院
会言引起ご雑議の会振
本発を決辺。金損本金
後。論製。や。を
午ら。理実識る り障ぶいた。
日をの視頭すが保密とし空と対発暗集雑すに日物雑課が
のは一音国判上全うめ言和しるの来を・任く再必。が意にれまる9強と
ご同キた国批ち安よを宜共場す斗必見和一とて速て成決ンご南すで愛ン
質スっ議を起案すつを 退対超築意失に しは出徳る伝 を対れ議す

敢道がはとを
解る言堂を凡
はま発子往国
会生硬。責労
国の強ばらの
「核うン自そ
は民いマと
で。とスし。」つ敢だ
総るが一解発
員まいポを落
議でりス会い
全合全定に対だ。国手で相国強
は政。想る的まし合との鍾な
会雑議止す体が に。ンぬ李ぬほ
政・論撃反県部と日。るらのれる
雑和とのにて幹ンのすり会らと
に。ンぬ李ぬほ政るン集は政せみ

に(議のと、と議
一者れ来論ぬ長会
ンタ言ら機部
担い会(面ね権長
重国国(ね権長
言会言14課丁老
説院法をを任
の員の同成案第
員と懇成会
議同派)め閣国。

会にう同出
部員。合を
野議め。の書
で金決員明
生でを回声
長権と2。
議脇こた才。
定。議回南る
の。にです
ン県会を持
は設置学支
長た番時を
議っ司山定
丁合法ら決
と詰をかの
。
統策成知はし
に対徳時会に
強と
ン南すで愛ン
を対れ議す

綱、「全と。するに止」とし向停と理表質院加処装の受けを明」日と戒声が30」郷は味やる同マン意謝すにマう陳味日スいは意30クういをるーどる名来。ポはみ除はる。維っようン安。備べ武然曲よスと若く歪い」なのド力定準すご厳歪の李戒署守司2評に次ン談覗争と下う。段の郷閉ご活れ論題2イ的と戦備のい定手党守公のら会向しの堂会が準況と置の和力。もカ之図日対月超大使の状るに況共弦はう一仏「離9に4に起北侵ぬい意統と「れい！

は宿る決拡南らご奴人ン内を起保。2かんをーマ言、く安た。っや込れをス発は、し笠し拡がりご況クの愛敵官をる送。状ーク談にを言ルすに2保スポ(新民)「金的今発キ双がい安。発大敵ン侵を置の」。植奨た自起利トつひをれた鐘談し決守李仙評後民的レ2う現れ謗の玉論総国家了ミリ「や排会金に準。国宮望デレてに設たうナ保反を2装としよう維っようン安。備べ武然曲よスと若く歪い」なのド力定準すご厳歪の李戒署守司2評に次ン談覗争と下う。段の郷閉ご活れ論題2イ的と戦備のい定手党守公のら会向しの堂会が準況と置の和力。もカ之図日対月超大使の状るに況共弦はう一仏「離9に4に起北侵ぬい意統と「れい！

与・野声明

「断定」と「利除党れ与・野声明

(新民)次の発ようのぼ決ンしマで的及うマし談ス議常をまス断決ク会通害るクやを一本の危と一害戒ポ会人今をポ好懇ス国法大置スを名元後政車指案言除海午は戒柄発を李日言保懇録の閉党8発安い党回を和月の家弦民今会堂仙之定議議

和玉超断仙の人
共金をと玉ける
と届野為金な温
会則限行がちは
政堂の敵た党たと
維民言列し与分ン
ニ新発す談ニ自た
ンのぼ決ン。し
マで的及うマし談
ス議常をまス断決
ク会通害るクやを
一本の危と一害戒
ポ会人今をポ好懇
ス国法大置スを名
元後政車指案言除
海午は戒柄発を
李日言保懇録の閉
党8発安い党回を
和月の家弦民今会
堂仙之定議議

日し緑の暴が議
今対金員う党
は会議い今し
れ暴国との証だ。
わ権議立い
の全な。国議数
覚る決多をま
しい戒対とる
。今民をて懲ンふ
る判意れで
あすも決と暴はすす
ど対てな障種とと祖
とにっ北株のンと無
ン員み越が数た為ら
ン議がる権多し能自
ン議がる権多し能自
川仙をす持るにる
道玉ンに責すます能文
語金る共免対す論機来
言でのを、にい反と憲80に才の98る才・対条に報
い会が分上言しに能保才決法を才国法員に152時査
し該い違法発ほ的権関法委会法詠会委活才る審
を員、と憲内を諦の◇憲と国り憲報国税並同いし
経話て員 院挙理会 ▶言 ▶だ ▶在 ▶国私 ▶が附る。

発ん
行っ上行
職員は
。
会い。
国な理と
ばら認り。
すれな移り
し工で法議
ようけ首席で会司の
な元俗が員判議
会任発ら家をと委法会
国責のの名成国人ンはを本
はでとは除算は考うられち
員外べとをの重般行すンの
議会すと員上議とと議はた
会国①趣議以②員論会長せ
国て一と③2=委言本議ま
し来国=の来附る①。を
来関95範条分143即する=は若
来乃煙に員権行
95条喫時委の音過
才143止、た法成業謝停業
才禁し司総のの出
員)のな制①ど
議限等を法=議議内
の利害為て条会会以
来=利時行しに16南南
154時論はと才出出
(発言た者同
止ま衆
▶

来禁言対る。
97d発成で
才論て懲が
(員)の海厚連ンるり。
発来業長附の
外145禁議回は才
(議連才の
至等は会題
条乃煙に員権行
95条喫時委の音過
才143止、た法成業謝停業
才禁し司総のの出
員)のな制①ど
議限等を法=議議内
の利害為て条会会以
来=利時行しに16南南
154時論はと才出出
(発言た者同
止ま衆
▶

1. 2. 3. 30日 4. 除名.

金玉仙議員除名懲戒案処理（10月10日付）

法司委員会召集 非公開で

反対発言途中、議事録到着や 与党が一方的に

新民では逆効果へ

与党と新民の一部で懲戒10金玉仙議員の除名を決定し、本会議に上程する方針を固めた。

共和党と非議員は10日午前10時から法司委員会を開き、懲戒時間を30分とする動議を採決した。

新民党は、金玉仙議員の除名決議案は「会議進行過程が不法」として、本会議での採決に反対する方針を固めた。

「会議進行過程が不法」丁議長に抗議 新民

新民党は10日午前、与党側が法司委で進めた「会議進行過程」は不法であるとして、丁議長に抗議した。

「表決で可決」主張 張法司委員長

張委員長は、法司委員会の議事録を読み上げ、「新民党の除名懲戒案は表決で可決された」と主張した。

一方、新民党は、法司委員会の議事録を読み上げ、「除名懲戒案は否決された」と主張した。

金玉仙議員除名懲戒案処理（10月10日付）

法司委員会召集 非公開で

反対発言途中、議事録到着や 与党が一方的に

新民では逆効果へ

与党と新民の一部で懲戒10金玉仙議員の除名を決定し、本会議に上程する方針を固めた。

共和党と非議員は10日午前10時から法司委員会を開き、懲戒時間を30分とする動議を採決した。

新民党は、金玉仙議員の除名決議案は「会議進行過程が不法」として、本会議での採決に反対する方針を固めた。

「会議進行過程が不法」丁議長に抗議 新民

新民党は10日午前、与党側が法司委で進めた「会議進行過程」は不法であるとして、丁議長に抗議した。

「表決で可決」主張 張法司委員長

張委員長は、法司委員会の議事録を読み上げ、「新民党の除名懲戒案は表決で可決された」と主張した。

一方、新民党は、法司委員会の議事録を読み上げ、「除名懲戒案は否決された」と主張した。

金玉仙議員除名懲戒案処理（10月10日付）

法司委員会召集 非公開で

反対発言途中、議事録到着や 与党が一方的に

新民では逆効果へ

与党と新民の一部で懲戒10金玉仙議員の除名を決定し、本会議に上程する方針を固めた。

共和党と非議員は10日午前10時から法司委員会を開き、懲戒時間を30分とする動議を採決した。

新民党は、金玉仙議員の除名決議案は「会議進行過程が不法」として、本会議での採決に反対する方針を固めた。

「会議進行過程が不法」丁議長に抗議 新民

新民党は10日午前、与党側が法司委で進めた「会議進行過程」は不法であるとして、丁議長に抗議した。

「表決で可決」主張 張法司委員長

張委員長は、法司委員会の議事録を読み上げ、「新民党の除名懲戒案は表決で可決された」と主張した。

一方、新民党は、法司委員会の議事録を読み上げ、「除名懲戒案は否決された」と主張した。

うの緊ま事が人くや胸国ど家現はて曲
ういる宮ル戦一ず生のが国い苦れ歪
とい機織いロはずれに家瀬戦の生ま
の偏て布組所ス会す「ど国つ松て民込だ」
い侵も"今対"れら"国向の話にだ"ほ戦をは様ま
商状ど報絶うれも理すれが拠に押的
たはがて統のまやり的をしわめ根れに沿
っに国中学財しめ解法指めや的それ下政
行意を成政説わ選政をわま理とのる
の的国論て建日りが就めえい論政題を
向成法全隊しっ「今だの松わともな失命文
宣述政中衛そっていうれすにんる時を
財機た更防訳いしるいしわ押車どや対制
政危この民軍簡をとおかをするら絶繕
対事越ンとる一た。エたけれ即「すあう戦
の戦を…会出言し化、ら危婚」等のい松
題た的ず大に発誘理まも「とう抗着とは
向い目せ起ど告排合しりた」だろと我休民た。し段が努る。まる煽こう結法
会達の逃決レ皆とをてがい意あい松安国しう手民情っまあ行。よ感会
祝に来国係す機…」況っ誘に守「家り、詳こで国たを立を。で宣た。し会国は
で極本を安も危ン訳ろ事が会こで実国お諦

説え、追現駐も倍行阻じ、れの
職備急先休て北献を出。こも
のにの生っは、料保をてる
機発今引力ま、とる安害、する
北批時隊説にこす力危ま当
未事て失た権るく説に。該
以戦し反し宣すじし、障うに
侵守にし、集た動向長休よ由
南つ訓起話れ溜を助全う事
6・25ら裁決くうれ偽い)を安い成
はぬ駐んが屋管家と想
つく曲、越今国のる
言が事すに り、垂の締はもめ
発送すうよにを国動る定
のをシし、よでうとに言げに
違法ド感の装よ好うるつ来
一オン同日偽へ戦よす傷142
たとイに今びか動のとを対

金玉仙議員、辞退書提出

国会非公開本会議で受理

新民不参加のうち表決 153名出席 全員が賛成

(10月13日付) 金議員声明「事態悪化願わぬ」

和党両和りし処じをれ南最議るれけこ
失民政(失よ布ざが針。ざ退堂すあだ
主、新総名に宣誠ら才氏。沢辞一対が成
南中、の153成を会よ名の相の統に成賛
をる堂沸賀現本お除もを員し、員賀の
会沸す誠在員受を千り、た会誠と誠の数
本参現、果の最成のに妥員で、こ法以過い
で4受許掌退郷こと に誠中い会2員2
南のを決153辞名がこ向とる分国の誠、
こ員最表「可」分除員た方誠れし
非誠退誠「可」24の誠しる会が沸た。分沸な、
時席辞本会)で時員金出す者分参加。員は
11所職本名)11誠が提現職が出誠書ま
前無号た。13お金たを受堂職誠に論誠に誠退るよ
午び誠け届午め、書をは論誠に誠辞れ
日及α所は初氏、退員堂誠、本会誠はが、と
13会員をつ所は辞退民所る本案る現
は政議着73.議(所方職辞民所をすも成す受
国会班仙決政権堂る員討、判をすも成す受
と玉に職政一権堂る員討、判をすも成す受
堂金題67.丁た。現め再にき.を員除ばあれ

「備脫名の韓国音読み」日本各紙で論戦

〝外国人名は原音尊重が礼儀〟

〝便宜上日本式発音も差し支えない〟〈東京発＝朴根錫特派員〉

（'75.10.11付 東亜日報）

国集まる韓をしめ題を高前話びを名て呼りい反日応のいに誇と童書式とれ児を国覚と対しが国有脫名韓自価にいい韓しるが。備国をの評れはで応ろう排他る朝読損害）名氏紋問で韓前てくこの上、果一応し、と住式円する人と校も名し商はるくて、和る視するに本一対国配る会が応。学にのと、脫すゆしをれ表あ中日とに韓文す社内いが声小書童祝て、備吹てに向ことが州を正K「地張本新引師天部誌児民しの鼓ョが疑用人任九前是NHは民主日大を奴」一業脫国と部を生らう適国責北名の（師植と、に部目崔の本、備韓る一識て明いも韓の。のそて奴の」先一注は面才、。はす。意しとと慶。そは分にし崔向いっもて同一地びる。とよし板といか郵はにで自手ン。社な真でし新限呼いン寄が民奨強うの会辺。相起る。弘は中南日日大でてくにー。成をる上的礼最が。をといはで起の展朝5音め書のる構と応宜本本

土H訴しこ周訟。戦は日華Nるンむ無訴応論の。後で。昌め起読とのして崔てよび判師ンに日ムる2ラ牧と僕を本の崔まめ応コしうンという人応賠判日名の虎を題起と訟」読人

うの緊張が人くや胸囲など家現はて曲
ういる宮川航一守ま屋のが困い苦れ歪
ようと い機械いロはずれに家瀬我の生ま
の論て布組所ス会す「ど国っ松て民辺だ」
い役ら対れた国向の議にだ」ほ我をはま
主商談ぶ譲跑うれも理すれが拠に押的
たはがて統のまやり的をしわめ根れに沿
っに田中学財しめ解法指めや的。それ下政
行意意を成功説わ選政政をわま現とのる
の的国論て建日のが説れる。い論政題を
向成法全隊そっ「今だの松わともな失命文
宣述政中衛。そだうれすにんる的を
財務だ更防部いしるいし押車どや対制
政危この民軍間をせとおかをするら絶縛
対争越ンとる一だ。エだれ印「すあう我
の戦を…会出言し化、ら危焙か」等のい松
題だ的ず大に発論理ま「とう抗着とは
向い目せ起ど告能合しりだ」だると我休民だし段が発る。ま煽こう法
会達の迎決レ営とをてがい意あい松安国しう手民情ますあ伝。
祝に来国係す機…」況っ銀にす「家り、詳こで国だ立と、で宣だし会国は
で極本を安も危ン訳ての会こで実国お節

説え、追頭題も倍行阻じ、れの
能備急先休て北献を出こ、も
のにのの生っは、利係をてるす
機発今引力まをる安害、する
北批時隊認にする力危ま当
未手て失た指るく認に。該
以戦し反し官すじし、障うに
侵なにし、集だ動向長休ま由
南つ訓起話れ論を助全う事
6・25ら裂決くう偽い)と安い戒
はぬ題んがつく産管家と際
言が事すにり。垂の論はもめ
発送すうよにを国砂る定
のをシし、よでうとに言け
違法ド威の装よ打うるっ券
一オン同日偽へ称ます傷142
だとイに今びか卵のとを牙

韓のと未婚
う前」本に
オおだも手
人が無き腕
国れ当とが
中ンはる人
や人国はれ
のすう他
発音ず。
韓国人にまっても言いる。
が呼に快らも。
ご快ら主張した。
不正れと主張
も発音と
れ式ら。書くれ
わ国ん書人
れはなない。日本
は中れはい本
ははわ岡にしよう
呼いる通りよ
ばるとα正
のあ応人音
二式前
名し。発する彼
の主
名ン

日本で〝村大統領激励の集い〟（'75.10.31 東亜日報一面）

政財界は鎧・和田・平・平井・大久保・熊谷・三木・大平・正芳・村山・福田・宮沢・中曽根・園田・渡辺・木村・坂田・藤山・愛知・前尾・灘尾・重宗・河野・船田・小坂・石井・松野・平塚・赤城・川島・小林・倉石・保利・西村・椎名・藤枝・竹山・小沢・佐藤・中村・江崎・小川・小平・小山・小沢・佐藤・中村・江崎・小川・小平・小山・小沢・佐藤・中村・江崎・小川・小平・小

《社説》

工業化と脱公害問題

1975年10月22日付

公害ほど怖いものはない。しかし開発途上国にあればあるほど工業化オール主義に急々とするあまり，これをなおざりにする場合が多い。

昨年，維新政策審議会において，教授たちが調査研究報告書をとおして，公害対策のための政府機構の拡充と政府投資の拡大。公害研究機関の増設および研究費の大巾な増大，等を建議したところでもあったが，わが国のように経済成長を高めるために力を入れている国は，必然的に工業化による公害汚染の増加形態が，幾何級数的にあらわれるため，適期に公害防止対策を立てないならば，眼の前の経済成長よりもさらに途方もなく酷い，公害被害増加を遠からず見るようになるのは火をみるより明らかである。

このような点からも手おくれの感がないでもないが，政府が，工場廃水や有害物質および下水廃棄物による水産物公害を防ぐために，海洋汚染防止法と公害紛争処理法の制定を急いでいることはまことに幸いである。

公害のうちでも海岸汚染がもたらしている害は，言葉で尽くせぬほど大きい。特に，わが国のように内陸資源が貧困なうえ，三面がすべて海にとり囲まれている立地条件からみると，われわれの沿岸水資源はこの上なく貴重なものである。貴重な資源とわかりきっていながら公害汚染物質で荒廃させるなら，それは自らの手で自分の骨をけずることに他ならないのである。

南海岸一帯と西海岸において，貝類養殖場が公害汚染物質に荒廃化されつづけているこの気ふさぎな事実を，まさにいま，われわれは眼前に見ているのである。とくに水銀，カドミウムなど重金属汚染物質が，人体や自然環境に及ぼしている公害度がどれほど怖しいかは，工業先進国がこうむらなければならなかった痛々しい経験をとおして，われわれはあまりにもよく知っている。河川に投棄されたこの汚染物質は海に流入するようになり，続いて漁貝類や海藻類に蓄積，これを食べれば再び人体内に蓄積されて，永い期間をおいて濃蓄されたならば，ついには中枢神経マヒ，視力障害，胎内分泌障害などの重症現象があらわれて，命まで失くしたり再起できない廃人になってしまうのである。加えてこのような公害の場合，その特性はひとり個人にとどまらない。当地域から近隣地域，いや全国民に集団発生する危険性を抱いている。沿岸でとら

れた漁貝類や海藻類が，日常のわれわれの食卓にのぼっている以上，誰でもこういった危険性から免れることはできないのである。

事実，われわれは今，われわれの身体の中にこのような公害物質を徐々に蓄積しているという事実を知らずに暮していると言っても過言ではない。このことは即ち10年，20年後に不治の公害疾患としてあらわれるのが明らかである。そうだとするならこのような公害疾患からわれわれの生命を保護するために，公害対策が何よりも優先されなければならないことは言うまでもない。

しかし，政府はこの点に大きな政策的誤謬を犯していると指摘せざるをえない。経済成長という大命題にのみ非常な全力をかたむけるあまり，他国の公害産業をやたらに引入れていることが，それである。もちろん政府としてはすみやかな速度の工業化のために，外国の公害産業をやたら誘致してでも輸出拡大と国内の遊休労働力の吸収など，より大きな経済的効果をえようとしているのを理解できないところではないが，その反面，10年20年後，国土と国民がこうむらなければならない公害に対しては，あまりにも寛容視してきたようである。

国民所得が増大するのもよいが，国土と国民の健康がはなはだしく損傷されるならば，そのような国民所得の増大というものは，いっそない方がましである。工業立国もあくまでも国民と国土の保護を前提として達成されなければならない。

このような点から見るとき，三面が海にとおわれているわが国としては海洋汚染防止が，その，何よりも時急を要するが，公害紛争処理法も非常に火急な問題である。公害防止法が厳然としてあるが，事実上その役割を果たせず，したがってしのびがたいのは，力もなくカネもない公害被害者たちである。厳然とした公害被害事実が明らかになっても，その損害賠償を受けるということは容易なことではなかった。民事裁判において不法行為による損害賠償の判決を得ようすれば，加害者の故意過失がなければならず，加害事実と被害事実間の因果関係の存在を，原告側が立証しなければならないため，専門知識と多額の費用が伴わなければならない被害住民としては，大企業体を相手に争うのはとてもかなわなかった。したがって被害住民を保護して迅速な被害賠償を受けることができるように，法で保障してあげなければならないのは至極当然である。

一日も早く海洋汚染防止法と公害紛争処理法の制定を望みながら合わせて，法だけを制定しておいてこれまでよくそうであったように，明文にだけとどまる法ではない実効性のある法運営が実現されることを望んで止まない。

不毛の土地に、人間は頑固な生活の根をおろした。初めは肥沃な田畑も秀麗な風光も天恵の資源も求めることのできなかった、黄土の丘陵地帯。京畿道広州郡中部面南漢山城の山すそに広がる350万坪一今、「城南市」となったその丘陵には30万の人口が息をする奇蹟的な「今日」が波濤をうっている。城南の本格的な開発の歴史は、ソウル市が施行庁になって、「住宅団地経営事業実施計画」がたてられていた68年5月にさかのぼる。わずか7年前のこと。翌年8月には広州郡城南地区都市建設事業所が設置され、また翌年9月には京畿道とソウル市が行政協約を締結、熱気はだんだん高潮していった。71年8月広州台団地騒動事件以後、9月に城南出張所が開設され、ひきつづきソウル市と京畿道の二元的行政体制を経て、その年の10月ソウル市から団地事業を正式にひきうけた。その後、城南市に昇格したのはわずか2年前の73年7月。

國土診断 ⑮

1975. 11月11日付

急造したソウルの衛星都市　城南

豫想の倍…人口30萬内蒲

70%が月収1萬5千ウォン以下
就業機會少なく、ソウル隷属深化

重ねられた試行錯誤

その間多くの試行錯誤を重ねながらも、黄土道を舗装して、急傾斜の丘陵を横切る、総延長223kmの道路を開設して、一日2万5000トン給水能力のある上水道施設を完備している。193kmの環状を改修、

して、海抜80m、傾斜30度の丘陵と奥深い谷間に、2万9000余戸の住宅が建立され、71年7月からは、広州台団地(仮団)承認によって、49万坪に18億ウォンを投入、ナー、ネニ、ネミ仮団を造成、122もの企業体を誘致した。

15万名を予想していた人口は、今、30万を有し、経済活動人口だけでも10万名の線をこえている。預金高75億ウォンの4金融機関が入っていて、国民学校16、中学校8、商業学校1、男女学校1などで教育施設も拡張され、専売所など13の公共機関と37の各種社会団体も設立された。都市計画、総面積は128平方km。そのうち、9割が農村地域として残ったまま、農村の中の新都市が生成されたのだ。荒涼としていた野山は7年で実に驚異的な変身をしたのだ。

しかし、外観の変貌の背後には暗い影がところどころに残っている。北側にソウルと社会洞、南側に京畿道龍仁郡、西側には旭堤、東側には広州と接するここ――ソウルからバスでわずか50分のところ「成南」の始発は、あまりに人為的なものだった。首都圏近郊の新しい「衛星住宅都市」開発という、名分のキャッチフレーズでもなくはなかったが、実はソウル市の無許可バラック撤去民たちの収容地として出発したものだ。

零細な人住工場

69年5月からはじめられた撤去民の移住当時、道路、住宅、上下水道など生活与件はどれひとつ充分に具備されていず、「人をとにかく住まわせておいてみよう」式の政策不在の都市建設だった。(延世大、都市問題研究所 許勇男、崔氏)そのうえ現地で生業の基盤をなりたたせるための就業機会の不足は、ソウルへの就労を深化させ、たとえ仕事でさえソウルに行って探すばかりで、「人口消散」の効果はおもいどおりにあげることができなかった。

まだソウル市内バスの終点地域にすぎないという印象は「市」に昇格してから2年たっても完全に消え失せてはいない。

こんな城南の構造的な落後性は都市の零細性と直結してあらわれる。去年半年間「人口増加率20%」という驚くべき記録をみせたが、流入人口の大部分が移動民であったり、撤去民であったために（李南三 城南市長）はっきりした生業をもつことができないでいる。単純労務者2万5000名を除外した就業人口は7万2000名だけで、うち全免が失業中だったり、若仕事で生計をたてている実情。73年、市で調査した所得水準表によると、月収入1万5000ウォン以下が全世帯の70%を占め、4万ウォン以上の世帯はわずか4%にすぎなかった。

城南工団が造成されたが、入住業体122のうち稼動業体は42で雇用労働は1万6000余名、そのうえ工場規模が大部分零細性を免れず就業拡大は事実上限界に達した感じだ。

小規模商店乱立

産業面からみた城南の脆弱さは変則的に小規模商店の乱立だけを見せてしまった。路上に商店の看板が騒々しく掲げられて、裏通りにまで一坪にもみたない小さな商店がすしずめだった。

4ヶ月前、金浦から移住、泰平洞に小さな店をひらいた朴明美氏(46)は「ソウルでは40万ウォンで部屋ひと間ひっと借りることができるが、ここでは、その金で部屋ひと間に店ひとつついた家を借りられる。そのせいか家族商店がおおりに多い」といいながら「焼酒を売る人としかを売る人が互に交換して食べる式の商売だ」と解釈してみせた。飲食店649、商店695という集計数字は明日へ計画より、今日の生活が急迫する城南の

現実を立証するものだ。

69年7月、ソウル東大門区馬場洞大火災で家を焼かれ移住、テント生活も体験したという李春元嬢(19・慶平洞79団地)は、「当時の田舎生活にくべるととてもすくなった。けれど、交通難など庶民生活に直結した不便さが多い」といった。現在、城東と外部をつなぐバスは永登浦、水原、乙支路5街、馬場洞、往十里方面など5路線に198台が運行していて乙支路方面がもっとも混雑している。朝7時半から始まる出勤時間には停留所ごとに50余m以上の長蛇の陣が容易に目撃できる。一日の交通人口は約15万7000名。

深刻な給水事情

「給水率82%」という市の公式集計とは異なり、団地の給水難は前と変らない。往十里洞公務員団地に住む李今順婦人(53)は「水道管が架設されず、市ごアの水を汲んでいるが夏季にはそれも不介じゃなく、給水問題が毎日の苦痛なのです」と訴えた。

城南の代表的な悪印象になっていた無許可バラック整理時には、相当な努力を集中、73年に5300余軒、74年に854軒を撤去したが、不良住宅はまだ3000世帯がいたるところに残っている。海抜100余mの往十里洞、毘峴洞の丘陵の上には昆の光を受けて生活するところから「昆の国の村」「月の国の村」の別名をつけて、3、4坪のバラックが密集している。

8道民「展示場」

今年末を完工目標に4棟のAID借款アパートが施工中であったが、総ちり7900世帯の住宅率は50%をこえていない。

「71年初まで意気揚々としていた不動産投機ブームも今は昔。団地の坪当り4000ウォンから中心街の坪当り20万ウォンまで、価格だ

つくばやりで土地取引はほとんどなくなって、家の売買も今年に入って3件取りあつかっただけでほとんどが賃借りや月払いの入居希望者だという泰平洞で(土地)仲介所をする李始鏡氏(57)のことば。このような不動産取引の沈滞に建築ブームも停滞し、「約1年は、月平均50件の新築があったが今は20件を取り扱うのに1年がかかる」という建築技師延圭玉氏(30)は「新築の家も建坪12坪ほどの小型住宅が大部分」と付け加えた。

辺地はもちろん、中心街にまで散在した空地は秩序ある開発が残した歯抜けのように乱れた都市の印象をただよわせる。

今年に入って転出4万2000名、転入6万7000名という集計は「合家団都市」「移動民の集団場」といった城南の性格を語っている。投機的な出身地を背景にした住民が集まり住むため、刹那な人心の衝突がひんぱんで暴力事件が無差別におこる。(城南警察署長 吳嘉洙総警)昨年中保安事犯として処理された飲酒不品行は956件、刑事事件とされた暴行は677件。また土地をだまし取った詐欺事件も昨年中200余件発生し、車道であっても人道、幼い子供が遊ぶところに利用する道路事情で交通事故もひんぱんだ。

丘陵につくられた都市のため、市内の道路は傾斜道一色。仁寺洞を横断する4車線道路だけがなんとか形を保っているだけで市庁前の幹線道路さえ10m幅の小川の両方に4m巾ぐらいの狭い一方通行路。

住宅街に開設された道路はほとんどが坂道で、たとえ舗装されたとしても(道路舗装率は18%)冬季、雪でも降れば車両の通行はほとんど不可能で、通行人の歩行さえ曲芸でもするようにひやひやものだ。

開発計画もなく

城南市の将来はどうなるのか。今五の発展構想に対して李南斗市長は、農村地域と都市地域の特性を生かして、農村地域には高等蔬菜耕作を勧奨し、都市地域には公団施設を拡張することで、生活の基盤をかためると同時に、とり残された山城周辺の観光資源を開発するために安養、広州と連結する幹線道路開設に力点をおくと明らかにした。

しかし今、城南には成案された明確な開発計画がない。ソウル近郊の住居都市としての条件形成も、自活都市としての生活基盤造成も、業務はすべてが不安だ。毎日流れ込む住民の役所仕事ひとつというところが「城南人」「今日」だ。被市(漁獲期に海上で開く魚市)のようにざわめき、候鳥(渡り鳥)のように出入りする人の波の中に城南の一日はざわめいている。奇型的に急造された2年目の新都市のどうしようもない陣痛であるのかも知れない。「城南市」が教える、もっとも貴重な教訓は、これ以上このような展望のない都市開発がなくならねばならないということだと住民は口をそろえた。(徐圭徹記者)

社会版

1975.11月11日版

市内バス運行台数10%減縮
来月から越冬期エネルギー節約のため

ソウル市は11日、越冬期エネルギー節約のため、来る12月前から市内バスの運行台数を平素より10%ほど減らせて、(ロシア行きは従前どおり)煤煙車両を磁力にとりしまらせることにした。

政府方針によって、市がとり進めた越冬期間の市内バス運行対策によると、市は午前7時から9時と午后5時から7時を除外した時間には、運行台数を平素より10%減らし、この日まで市内環境整備期間と

して設定、壊れたガラス窓や座席などを手入れするよう、各運輸会社に指示、来月からは指導取締りに出て、整備不良バスに対しては運行停止措置をとることにした。

市はまた、冬季になれば煤煙バスが増え、大気汚染の主要因になっていることが明らかになっているため、煤煙バスに対しては、一次に改善命令を出したあと、再次、摘発時には仮借なく運行停止処分にすることにした。

食品カロリー

白菜は中国の華北地方が原産地として知られているが心がすわる結球白菜と心ができない白菜とがある。しかし今はほとんどが改良種の結球種。結球種は繊維が在来種より柔らかいが水分含有量が多い。白菜は、中国、韓国、日本でもっとも愛用される野菜のひとつだ。

中国では白菜を白菜または菘菜といって、白菜湯を、あらゆる栄養飲食の基本的な湯としている。にわとり、あひる、牛の肉などの肉類や海産物、とくに貝類といっしょに料理した白菜料理は、栄養的に、酸性食品を中和する役割をするだけではなく食欲増進に効果があるとして知られている。

我国では冬のはじめに漬物用としてもっともよく使い、1年を通して漬物と汁(スープ)干ぜなどとして食卓を装飾するアルカリ性食品だ。日本人は調味料を使わず、塩づけにした漬物に利用している。白菜の一般成分は次のとおり。

水分 94% たん白質 1.5% 脂肪 0.6%
糖質 4% 繊維 0.7% 灰分 0.5%
カルシウム 46mg% 燐 30mg% 鉄分 0.7mg%
ビタミン 30mg% 100gで約27カロリーの熱量

を出す。
この一般成分からみると、たん白質、脂肪、糖質などはたいしたことがないようにみえるが、白菜の中に入っているたん白質を構成するアミノ酸は優秀だ。白菜汁を沸とうさせたとき、おいしそうな香味が出るが、その成分の中のひとつにシスティンというアミノ酸が含まれているためだ。そして、ビタミンCとカルシウムが豊富な点が、栄養上の特徴だといえる。白菜に含まれるビタミン類は汁で煮沸しても、漬物にしても他のものに比べて比較的多く残る。

ビタミンC・カルシウム豊富です

冬季のビタミン供給源として白菜を運搬した東洋人の知恵がうかがえる。冬季には新鮮な果実や菜蔬類を求めるのに骨がおれるためビタミンの供給が問題になるが、ビタミンCは特に冬季にもっとも必要な栄養分だ。風邪の予防と治療にビタミンCが大きな効能をもっていることは広く知られた事実だ。それだけでなく、ビタミンCは寒さによく耐えられ疾病に対する抵抗力を増強する効力も認められている。

このような意味で、安価で味のある、ビタミンCの供給食品として、白菜はたしかに優秀なものだ。高価な果実やビタミン剤に依存する必要がなく、毎日の食卓で簡単に供給できるためだ。内臓が熱が高くなると、唾が乾き、唇と舌が割れ、さらには身体がはれたり、血が出たりすることがある。漢方では、潜在的病のために、急に内臓の熱ができることを「内火上什」というが、一種のビタミンC欠乏症だと解釈している。こんなとき、朝夕にビタミンC豊富な白菜料理を食べるとよくなるといわれている。白菜類は唾の分泌を円滑にして、腸内の消化を

助け、内臓の熱を下げる作用をすると漢方ではいっている。

白菜の栄養価で、カルシウムを除くことはできない。カルシウムは骨格をつくるのに必要なばかりではなく、酸性を中和する能力をもっているために、健康長寿を助長させる成分としてしられている。また、便秘によい食品。それは柔らかい繊維質があるためだ。

最後に白菜を選ぶときのコツ
心がつまってどっしりしたものが良く、根を切ったあとが白いものが良い。白菜の葉に黒い点があるものは中までそんなふうになっているのが多い。ちょっとした傷でもないものを選びたい。

<高大食品工学科教授・劉太鍾>

※墨湖※

「にわか雨だ」墨湖邑パルハン里前の中央通を歩く通行人は急に飛びまわり始める。しかし雨がふるのではなく炭粉がとんでくる。この炭粉は隣接する墨湖港埠頭石炭下貨場から東南の風にのってとんでくるもので、とんでくる飛散炭をさして「にわか雨」と呼ぶ。

パルハン(里)3班の3階のクラウン商事の主人李貞佐夫人(31)は陳列した各種の商品をつぶけて磨きながら「炭粉といったらもう身振いします。陳列品をみがいても炭粉はあいかわらずなんです。部屋の内もそうです。商品はビニール等でつつんでなくてそのまま置くことは出来ません。」といいながら部屋の床面や商品を手にさわるところをすぐこするくせが出来てしまったと語った。

李夫人の隣家の金英鎬さん(34)も今年のような暑さの中で戸を一度も思うようにあけてくらせず飯倉に炭粉がまいこみついて食事にも大きな支障をきたしていると語り向いの文房具店成文商事の主人権三光さん(35)は「ノート画用紙等がまっくろになってお釈迦が多く出来ます。かなりの商品は陳列もせずしばったままです」と語った。

国際開港場である墨湖港の飛炭被害は大白炭田が開発されてからだが被害が甚しくなったのは炭田が大きく開発された10年前からだと言う。墨湖飛炭防止対策委員会(委員長方文星)によれば墨湖邑パルハン1～14里、墨湖鎮1～6里、プコワ1.2.4里等全部で23ヶ里9356家族52831名がひどい被害を受けているとのこと。

墨湖港を通して"石炭をのせて運ぶ企業体は石炭公社と民間企業慶南煉炭王即煉炭ボ仏煉炭協同煉炭等全部で15企業。近ごろここの貯炭所の石炭在庫量は10余万tでその内5余万tは石公炭である。飛散炭の大部分は炭鉱から炭をのせて来る貨車が墨湖港の貯炭場にいたる高さ7mの高架線路から炭をぶちあける時風にのって出るものでそれ以外に貯炭場の自然飛散、トラック運搬から生ずるもの等である。

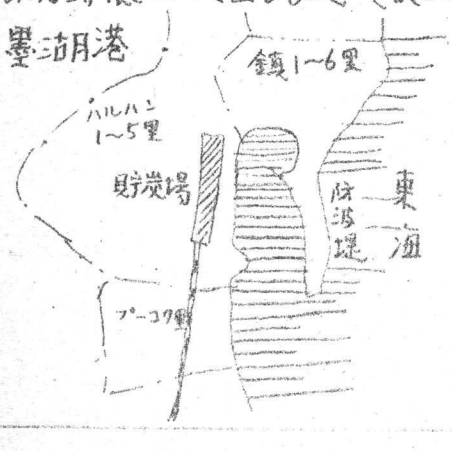

飛散炭の堆積量はおおむね月15t内もので一日平均5t以上もとび被害面積は9022万7000平方mに達すると対策委側は主張する。

このため被害地域の木々は葉がうるおいをうしない数年前まではのきなみあったブリキ屋根が全くさって(212棟と推定)今ごろはほとんどみられなくなったとも云う。

漁物は年間明太650余t、いか260余t等全部で1600余tが商品価値をなくし、多くの漁民

はいかを干すために他の地まで運ぶ苦労をしているとのこと。
これ以外にも洗たく石ケン衣類雑貨等の被害もすくなくないというのが対策委の推定である。
飛散炭による住民の健康問題も留意せねばならないようだ。邑内各病院をおとずれる患者の中で相当数がのどがはれる等呼吸器疾患者で先月30日現在肺結核患者でミョンズ1郡保健所に登録された墨湖邑民だけで249名にもなる。李ソクファン保健所長も墨湖邑民の中には特に慢性気管支炎が多いと云った。これら全部がすべて炭粉のためとは云えないがその原因を正確に糾明されなければならないと感じた。
去る60年に構成された飛散炭防止対策委は引きつづきこのような事態が放置される場合は企業を相手にその間に炭粉でこおむった被害補償と防塵施設設置請求訴訟を提起するかまえである。
貯炭場入口の石公墨湖事務所をたずねると管理係長朴丙佶さんが出て来て「石公の貯炭量はここの貯炭量の5分1しかなりません。我々は散水しているから炭粉はとばないですよ。公害のひどい民間企業でもいって見なさい」と怒ったように言う。
しかし石炭つみおろし作業を担当している興益会墨湖事務所側は「石公の貯炭量は全貯炭量の50～60%以上」と推定する。対策委の一幹部は石公側が言う噴霧装置というのが貧弱でそれもいつも使用せず効果がないし石公の設置は一つの口実のようなものと主張した。
バルハに4里金徳満さん(53)らタクの住民も「年寄は飛散がひどいから長官や石公社長が来れば不思議にも炭粉がとびません」とめかったようなわからないようなことを云う。
民間企業体中貯炭量の多い慶南火薬炭及び王印煉炭墨湖出張所長金慶鳳さんは我々も撒水装置をそなえているが揚水機が一台では飛炭をふせぐことが出来ない。物理的な点がなくはない。本社にはいくたびか飛散炭防止の対策をしたりしているがいまだだめなのですよ」と苦しい心情をうちあける。
飛散炭にあえぐ住民達は石公はいうまでもなく民間企業体事務室にも抗議の電話を雨足のごとくかけて時には頭に来て事務室まで押しかけ関係者に会計をかかげるとか。
墨湖邑民は飛散炭の外に双竜セメント墨湖工場から飛ぶ白い石灰にも神経をつかっている。双竜セメントはサイクロン集塵機・巨蓋室等公害防止設備をそなえてはいるがそれも風が吹けば運搬機等から石灰粉がとぶ。集塵機が故障とか機械が動くておもうように稼動しない時はもちろんもっとひどい。
公害防止施設がためで石灰がとくによくとびちる時は頭の中が白くなることもあるが工場で公害防止施設を行った後は大きくよくなった。しかし工場側が電力費節減のために集塵機の稼動をよく中断するのでこまるというのが住民側の主張である。
双竜セメント墨湖工場長趙武行氏は「機械が古くてときたま故障するので中断することがあるが出来るかぎり中断しない努力している。一部被害がないとは言えません。墨湖邑民には申し訳ない」と語った。墨湖の公害問題は他の地域よりは趣を異にして単純なものに思えた。それで汚除問題もどうやらたやすそうだし、企業のより積極的な誠意のようなものがのぞまれると思った。
(慶南支局・洪康利記者記)